

大阪市立東中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いに違いを認め合い、尊重しあえる生徒」育成のために「大阪市いじめ対策基本方針」（平成27年8月策定・令和7年4月改定）をもとに「東中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 道徳教育の充実、人権教育の推進を図り、全教育活動を通して、互いの人権や思いやりを大切にする態度を育成し、いじめのない学校をめざす。
- ② 日々の指導に加えて、アンケートや教育相談を活用し、生徒の状態の把握に努める。
- ③ いじめ事案に対して校内体制を構築し、組織的に対応する。
- ④ 家庭や地域との連携を密にし、情報交換や協力体制を作る。
- ⑤ いじめ事案に対して、いじめを受けた生徒を救済し、その尊厳を回復し、守ることを最優先する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめを起こさせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① シラバス作成により計画的な授業運営を行う。
- ② 全教員による公開授業及び教職員研修会での相互評価と分析を行い、「わかる授業」づくりに取り組み、授業力アップをめざす。
- ③ 「ステップアップ研修会」(講師や新規採用後3年以内の教員および本校が2校目の教員の1年目を対象)において、管理職や先輩教員から授業や生活指導等についての研修を実施する。

- ④ 研修会等を通して、生命尊重や思いやりの心を育てるよう、道徳教育・人権教育実践の深化充実を図る。
- (2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ① 生徒会、委員会、教科係、部活動等が、様々な行事の企画・運営・サポート等に参画する。
 - ・生徒が発表できる場を増やし、成功体験を積ませる。
 - ・委員会・生徒会活動、部活動集会等様々な場面での準備や事前指導を充実させる。
 - ② 授業でスピーチや暗唱を行う機会を持たせる。
 - ③ 授業や行事において、ペアワーク、班学習、グループワーク等を活用する。
 - ④ 1年生での「職業講話」、2年生での「職場体験」を通して、早期より進路の展望を持たせ、自分の価値観や生き方について考えさせる。
 - ⑤ 子どもの体験などを題材として取り入れた、子どもの心に響く教材の開発や資料の収集とその活用を推進する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない行為であること」を毅然とした態度で、迅速かつ適切に指導するとともに、各学年で発達段階や状況に応じて、生命尊重や思いやりの心を育てるよう、道徳教育・人権教育実践の深化・充実を図る。
- ② 学校生活のあらゆる場面で、全職員が生徒の様子を観察する機会を積極的に持つ。
- ③ 毎日の教職員間の情報交換を密にする。
- ④ 学級・学年集団づくり実践の深化充実を図ることで、いじめを許さない雰囲気を学校全体でつくる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 教育相談やいじめ等に係るアンケートを定期的に実施し、生徒の状態を把握する。
- ② 生徒の様々な悩みの解決に向けてスクールカウンセラーを活用する。
- ③ 教職員間の情報交換を密にし、生徒のささいな変化に気付けるように努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案が発生した場合、管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任に報告する。
- ② いじめ事案に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」で、指導及び支援の方針を決定する。

- ③ 「いじめ防止対策委員会」で決められた指導・支援方針に基づいて、加害生徒の指導及び被害生徒の支援を行う。
- ④ 必要に応じて、家庭、地域、関係諸機関との連携を取る。
⇒ 詳細は「いじめ対策チャート」を参照

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

本校では「いじめは絶対許さない」という信念のもと、「いじめ防止対策委員会」を設置している。

<組織名>

「いじめ防止対策委員会」

<構成>

学校長(委員長)・副校長・教頭(副委員長)・生徒指導主事(事務局)・首席・学年主任・生活指導部長(*事案に応じて人権教育主担・当該学年教員・部活動顧問等を加える)

<役割>

日々の生徒の様子は、職員会議をはじめとする様々な会議や委員会で情報の収集や記録、共有を行っている。その中で、いじめの疑い及び発覚時には、緊急に本委員会を招集し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針を決定し、保護者との連携のもと対処する。

<実施計画>

委員会を学期に一回程度実施する。事案発生時、および必要と認められる場合には緊急に実施する。

<実施内容>

- ・いじめの早期発見についての取組内容の検討および実施状況の確認と検証
- ・アンケート調査
- ・教育相談
- ・教職員研修等

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページで、学校だよりや学年通信を掲載し、情報発信や啓発活動を行う。
- ② 学校協議会で情報交換や協力依頼を行う。
- ③ 学年及び学級の保護者集会で情報交換や協力依頼を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」を活用する。
- ② 取組の評価に関する各種アンケートを活用する。
- ③ 職員会議等で意見交換を行う。

7. 重大事案への対処

- ① ア. 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、イ. 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を緊急に招集し、情報の収集と整理を行い、被害生徒の保護及び加害生徒への指導を行う。また保護者へも速やかに報告する。

いじめ発見時からのフローチャート

大阪市立東中学校「学校いじめ防止基本方針」

